（困難な問題を抱える女性くの支援のための施策に関する基本的な方針の一部改正）

**第三条**　困難な問題を抱える女性くの支援のための施策に関する基本的な方針（令和五年厚生労働省告示第百十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 第２　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項<br>１～４　（略）<br>５．支援の内容<br>⑴～⑺　（略）<br>⑻　自立支援<br>困難な問題を抱える女性への支援において、自立とは経済的な自立のみを指すものではなく、個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを含むものである。<br>女性相談支援センターや市町村において個別のケースにおける自立支援の方針を検討するに当たっては、本人の希望や意思を引き出すための十分な情報提供に基づく丁寧なソーシャルワークを行った上で、支援調整会議における個別ケース検討会議の場も活用し、検討を行う。<br>また、女性自立支援施設においては、支援調整会議における個別ケース検討会議で議論された内容等も踏まえつつ、本人の希望や意思を最大限に尊重するため、健康状態が許さない場合等の例外を除き本人の参画を得て個別支援のための計画を策定する。<br>困難な問題を抱える女性の自立に向けては、例えば以下のような観点から検討されることが重要である。<br>①～③　（略）<br>④　居住支援<br>支援対象者が地域社会において安定的な生活を営むためには、住まいの確保が重要である。女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設（当該女性自立支援施設に入所している場合）は、支援対象者が住まいを確保できるように、地方公共団体や住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第59条第１項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）等と連携する必要がある。住まいの確保に当たっては、公営住宅、ＵＲ賃貸住宅等の活用を図ることも有効と考えられる。また、民間賃貸住宅への入居に際して必要な保証人が確保できない場合、女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設は、民間の保証会社等に関する情報提供を行う等により支援する。<br>⑼　（略）<br>６～11　（略） | 第２　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項<br>１～４　（略）<br>５．支援の内容<br>⑴～⑺　（略）<br>⑻　自立支援<br>困難な問題を抱える女性への支援において、自立とは経済的な自立のみを指すものではなく、個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを含むものである。<br>女性相談支援センターや市町村において個別のケースにおける自立支援の方針を検討するに当たっては、本人の希望や意思を引き出すための十分な情報提供に基づく丁寧なソーシャルワークを行った上で、支援調整会議における個別ケース検討会議の場も活用し、検討を行う。<br>また、女性自立支援施設においては、支援調整会議における個別ケース検討会議で議論された内容等も踏まえつつ、本人の希望や意思を最大限に尊重するため、健康状態が許さない場合等の例外を除き本人の参画を得て個別支援のための計画を策定する。<br>困難な問題を抱える女性の自立に向けては、例えば以下のような観点から検討されることが重要である。<br>①～③　（略）<br>④　居住支援<br>支援対象者が地域社会において安定的な生活を営むためには、住まいの確保が重要である。女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設（当該女性自立支援施設に入所している場合）は、支援対象者が住まいを確保できるように、地方公共団体や住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）等と連携する必要がある。住まいの確保に当たっては、公営住宅、ＵＲ賃貸住宅等の活用を図ることも有効と考えられる。また、民間賃貸住宅への入居に際して必要な保証人が確保できない場合、女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設は、民間の保証会社等に関する情報提供を行う等により支援する。<br>⑼　（略）<br>６～11　（略） |